○内閣府厚生労働省令第七号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の施行に伴い、及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項の規定に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　後藤　茂之

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令の一部を改正する命令

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令（平成二十七年内閣府厚生労働省令第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　法第十五条第一項第四号及び第五号に規定する調査及び研究に関する事項 四　法第十五条第一項第六号に規定する試験に関する事項 五　法第十五条第一項第七号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 六～十　（略）	（業務方法書の記載事項） **第四条**　研究所に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　法第十五条第一項第三号及び第四号に規定する調査及び研究に関する事項 四　法第十五条第一項第五号に規定する試験に関する事項 五　法第十五条第一項第六号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項 六～十　（略）

附　則

この命令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行の日（令和四年八月一日）から施行する。

省　令

○法務省・経済産業省令第一号

鉱害賠償供託金配当令（昭和三十二年政令第十二号）第十一条、水洗炭業に関する法律（昭和三十三年法律第百三十四号）第二十六条第三項及び割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二十二条の二第二項の規定に基づき、鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月二十九日

法務大臣　古川　禎久
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山際大志郎

鉱害賠償供託金配当令施行規則等の一部を改正する省令

（鉱害賠償供託金配当令施行規則の一部改正）

第一条　鉱害賠償供託金配当令施行規則（昭和三十二年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
（配当の実施） **第九条**　［略］ 2　［略］	（配当の実施） **第九条**　［同上］ 2　［同上］
［項を削る。］	3　配当を受けるべき者が供託金の払渡しの請求をするには、第一項の証明書を供託所に提出しなければならない。 4　前項の規定による請求があつたときは、供託官吏は、供託規則第二十八条の規定に準じてその手続をしなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（水洗炭業者保証金規則の一部改正）

第二条　水洗炭業者保証金規則（昭和三十三年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
第十六条　配当を受けるべき者が供託金の払渡の請求をするには、様式第三による通知書三通を供託所に提出しなければならない。 ［項を削る。］	**第十六条**　配当を受けるべき者が供託金の払渡の請求をするには、前条第一項の証明書とともに様式第三による通知書三通を供託所に提出しなければならない。 2　前項の規定による請求があつたときは、供託官吏は、供託規則第二十八条の規定に準じてその手続をしなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	